官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令（**防衛**四）　二
〔告　示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（**総務**七七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**五七）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**五八）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**同**五九）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一〇〇、一〇一）　三
○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇二）　三
○グアテマラ共和国における通過移民及び帰還移民の子供及び若者のための保護及び人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇三）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**四二〇～四三五）　六
○肥料を登録した件（**同**四三六）　六
○農薬を登録した件（**同**四三七、四三八）　七
○農薬の登録が失効した件（**同**四三九）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**二二～二二四）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**九九～一〇一）　八
○都市公園の供用を開始する件（**中部地方整備局**二四）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二九）　八
○都市計画に関する件（**同**三〇～三三）　八
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**三二）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示二）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　三〇

省　令

○防衛省令第四号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十七日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（譲与） **第八条**　防衛大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。 一・二　［略］ 三　予算に定める交際費又は報償費で購入した物品を記念又は報償のため贈与するとき （災害救助の場合の無償貸付） **第十三条**　防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一～四　［略］ ２・３　［略］ （災害救助物品の数量） **第十五条**　前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛大臣が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（譲与） **第八条**　防衛大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。 一・二　［同上］ 三　予算に定める交際費又は報償費で購入した物品を紀念又は報償のため贈与するとき （災害救助の場合の無償貸付） **第十三条**　防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）又は海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一～四　［同上］ ２・３　［同上］ （災害救助物品の数量） **第十五条**　前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛大臣が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。

附　則

この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

告　示

国会事項

衆議院

議決通知

三月十三日本院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理会委員
古屋　正隆　門山　泰明　城島　光力
佐々木信夫　魚住裕一郎

同予備委員
元宿　仁　井形　厚一　豊原　昭二
島松　洋一　大口　善徳

質問書提出

三月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問主意書（井坂信彦提出）

人工魚の取扱いに関する質問主意書（井坂信彦提出）

軍事用ドローンに関する質問主意書（井坂信彦提出）

不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問主意書（屋良朝博提出）

ＡＩ戦略会議・ＡＩ制度研究会「中間とりまとめ（案）」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問主意書（八幡愛提出）

アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問主意書（八幡愛提出）

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書（鈴木庸介提出）

登録有形文化財制度に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

スパイクタンパク質の毒性に関する質問主意書（原口一博提出）

抗原原罪に関する質問主意書（原口一博提出）

新型コロナワクチンのＤＮＡ汚染問題に関する質問主意書（原口一博提出）

医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問主意書（原口一博提出）

レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問主意書（原口一博提出）

「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問主意書（原口一博提出）

参議院

議事日程

三月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号
令和七年三月十四日（金曜日）
午前十時開議
第一　中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

議案送付（予備審査）

三月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（井上哲士発議）

政党助成法を廃止する法律案（井上哲士発議）

質問主意書提出

三月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書（浜田聡提出）（第五八号）

通知書受領

三月十三日衆議院から、同院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員
古屋　正隆
門山　泰明
城島　光力
佐々木信夫
魚住裕一郎

同　予備委員
元宿　仁
井形　厚一
豊原　昭二
島松　洋一
大口　善徳

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　赤澤　亮正

経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月十二日）

内閣府

日本銀行総裁
十倉　雅和

経済財政諮問会議議員に任命する（各通）
新浪　剛史
（美和　麻奈）
柳川　範之

浅香　博文　浅川智恵子
安藤真理子　石橋　大吾
大黒　宏司　大下　英和
熊谷晋一郎　小枝　達也
佐々木桃子　佐保　昌一
新銀　輝子　曽根　直樹
水流　源彦　仲根　建作
初瀬　勇輔　日比奈緒美
深道　祐子　福田　暁子
森　隆夫　米山　明

障害者政策委員会委員に任命する（各通）（以上一月十八日）
岩下　直行　上田　亮子
加藤　貴仁　川口　恭弘
神作　裕之　北尾　早霧
小林いずみ　佐古　和恵
野澤　康隆　星　岳雄
山本　和彦　山本　眞弓

金融審議会委員に任命する（各通）
苅田　香苗　川名三知代
合田　幸広　郷野智砂子
杉本　直樹　曽根　智史
瀧本　秀美　辻　真弓
藤原　慶正　本間　正充

食品衛生基準審議会委員に任命する（各通）（以上一月二十五日）
翁　百合　河村　芳彦
河野　康子　冨田　珠代
松井　智予　渡辺　安虎
工藤由起子　近藤　麻子
曽根　博仁　堤　智昭
六鹿　元雄

相澤　哲　荒井　和子　岩崎　香
内田　勝彦　大村　美保　菊池　洋一
木村　正　小西　郁生　曽根　直樹
竹島　正　戸田　綾美　橋本　明
藤井　渉　松島　常　平沢　郁子（小尾　郁子）
旧優生保護法補償金等認定審査会委員に任命する（各通）（二月二十五日）
荒木　尚志　石井　浩　松原　洋子
磯部　哲　小畑　史子　安西　明子
久保田安彦　小坪　淳子　鹿野菜穂子（田上　淳子）
小西　康之　鹿士眞由美　原　恵美（秋本　恵美）
深道　祐子　川田　琢之　権丈　英子
山川　隆一　池上　僚一　井上　智子（岡崎　智子）
中央労働委員会委員に任命する（各通）（二月二十七日）
川﨑　博子　木下　範子　齋藤　豊
坂田　甲一　塩野　典子　高山　靖子
布山　祐子　萩原　靖　柳井　秀朗
井上　龍子　久能木慶治　小林　毅久
長野　正史　新井　行夫　片桐小津枝
桂　惠子　木暮　弘　冨永　雄一
中井　寛哉　野中　孝泰　福田　智
増田　光儀　三浦　宜子　山本　和代
井上久美枝　岡本　吉洋　俵山　秀樹
野角裕美子
預金保険機構理事長に任命する
三井　秀範
預金保険機構理事に任命する（各通）（以上三月一日）
正願　隆一　山﨑　英司
総合科学技術・イノベーション会議議員に任命する（各通）（三月六日）
宮園　浩平　鈴木　純　波多野睦子

叙位・叙勲

従五位に叙する
（鹿児島大学名誉教授）　田中　弘允
正四位に叙する
田村　茂勝

○叙位

芥川　満　安藤　幽明　岡部　義男
加藤　幸雄　川瀬　典子　後藤　義雄
酒井　敏子　城野　武弘　武智　省三
中村　武士
正六位に叙する（各通）
（法務事務官）　安藤　功　安藤　秀夫
岩本　孝次　大川　俊郎　伊井野孝次
河邊　常正　小島　伸二　香取　薫
佐藤　博　嶋田　侃　駒場　貞夫
長信　一美　水沼　洸　館澤　寛子
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する　庄子　駒次　藤原　正孝
従七位に叙する（各通）（以上二月六日）
（高知大学名誉教授）　杉村　暢一
正四位に叙する
（北海道大学名誉教授）　山崎　文雄
従四位に叙する
中橋　孝夫　中山　友治　長谷川逸雄
正五位に叙する（各通）
（島根県津和野町議会議員）　岡　玲子
奥山　夫佐　笠間　正男　沖田　守
土田　貞典　遠山　眞吉　兒島　逸夫
物江　清光　中村　宗
正六位に叙する（各通）
朝生　旭　内海　光久　太田　昭彦
鍵田　修也　関口　輝門　高田　悟司
高松　隆三　千布　浩一　中川　正衛
（内閣府技官）　中沢　秀昭
夏目　芳浩　奈良喜三郎　山川　健
従六位に叙する（各通）
石川　浩　川上　公康　坂口　寿通
澁田　善藏　田野　光浩　豊田　晃
濱名　重雄　藤原　徳正
正七位に叙する（各通）
井戸田　齊　大野　正雄　河合　敏彦
鈴木　光男　高堰　綱雄　中村　勇
従七位に叙する（各通）（以上二月七日）
尾上　道雄　森　昌彦
正五位に叙する（各通）
中原　輝明
従五位に叙する
馬田　力　工藤　孝志
東　雅夫　松浦　武彦
正六位に叙する（各通）

安達　久男　江木　章　金高　峯之
小林　和四　猿渡　好幸　玉津　正幸
中尾　正　中村　武紀　永嶌　正彦
藤谷　昭　三宅　隆夫　守島　晴紀
若杉　好郎
従六位に叙する（各通）
古賀登志雄　船山　昌治　堀井　洋一
正七位に叙する（各通）
大川　國一　大窪　福晴　齋藤　章
従七位に叙する（各通）（以上二月八日）
佐藤　信秋　松浦　均　林　竦
（北海道大学名誉教授）
正四位に叙する　谷口　清作
（北海道大学名誉教授）　福地　保馬
従四位に叙する（各通）　松田　郁夫
正五位に叙する（各通）
（簡易裁判所判事）
石川　安弘　久島　秀男　松本　和夫
従五位に叙する（各通）
安藝　嘉幸　高須　昭宣　奥仲　榮雄
田中　隆夫　平根　勤　橋口　幸司
正六位に叙する（各通）
石川　雅彦　板垣　敬一　梅津　潤
戎嶋　操　長田　賢治　駒井　正行
小山傳一郎　近藤　良一　徳江　康
中西　康堅　永井　禎二　鍋島　光雄
従六位に叙する（各通）
山内　道郎　上久保光章
（奈良県警視）　山崎　康夫
賀數　昭　下山　実　和田　保美
正七位に叙する（各通）
石郷壽二郎　曽根　芳實　宮原　利弘
従七位に叙する（各通）（以上二月九日）
従五位に叙する　道又　清正
石川　安弘　久島　秀男　松本　和夫
従五位に叙する（各通）
安藝　嘉幸　高須　昭宣　奥仲　榮雄
田中　隆夫　平根　勤　橋口　幸司
正六位に叙する（各通）
石川　雅彦　板垣　敬一　梅津　潤
戎嶋　操　長田　賢治　駒井　正行
小山傳一郎　近藤　良一　徳江　康
中西　康堅　永井　禎二　鍋島　光雄
従六位に叙する（各通）
山内　道郎　上久保光章
（奈良県警視）　山崎　康夫
賀數　昭　下山　実　和田　保美
正七位に叙する（各通）
石郷壽二郎　曽根　芳實　宮原　利弘
従七位に叙する（各通）（以上二月九日）
従五位に叙する　道又　清正
従五位に叙する（各通）　加藤　健一
増田　徹禅　安田　幸雄
従六位に叙する（各通）　金子野武男　長谷川和義
正七位に叙する（各通）（以上二月十一日）
従六位に叙する（以上二月十日）　井上　正信　清木　直
従五位に叙する（各通）
増田　徹禅　安田　幸雄
従六位に叙する（各通）　金子野武男　長谷川和義
正七位に叙する（各通）（以上二月十一日）

従五位に叙する　小島　武久
荻野　数美　桑原　正和
正六位に叙する（各通）
新免　直樹　元木　康雄
従六位に叙する（各通）
菅原　達郎
従七位に叙する（以上二月十二日）
高橋　誠一　津熊　陸夫
正七位に叙する（各通）（二月十三日）
（山形県置賜広域行政事務組合
消防司令）　大沼　健一
（福岡県苅田町消防司令）　山中　貴視
正七位に叙する（各通）（二月十六日）

○叙勲

旭日単光章を授ける
（各通）（二月六日）　片桐　正勝　原山　典
（島根県津和野町議会議員）　沖田　守
旭日双光章を授ける
奥本　兼義　山科　武美
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月七日）
（白井市議会副議長）　秋谷　公臣
旭日単光章を授ける（二月八日）　田中　隆夫
旭日双光章を授ける（二月九日）　西岡　出　長谷川儀平
旭日単光章を授ける（各通）（二月十一日）　河邊　常正　小島　伸二
川瀬　典子　城野　武弘　武智　省三
瑞宝双光章を授ける（各通）
（法務事務官）　庄子　駒次　伊井野孝次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月六日）　藤原　正孝
（北海道大学名誉教授）　山崎　文雄
瑞宝小綬章を授ける
鍵田　修也　高田　悟司　中川　正衛
夏目　芳浩　濱島　茂樹
瑞宝双光章を授ける（各通）　井戸田　齊　大野　正雄　小原　勝治
河合　敏彦　坂口　寿通　高堰　綱雄
田野　光浩
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月七日）　栗原　実
（国土交通事務官）　古賀登志雄　堀井　洋一
瑞宝双光章を授ける（各通）　大窪　福晴　松浦　均　守島　晴紀
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月八日）

（北海道大学名誉教授）　林　　竧
（北海道大学名誉教授）　福地　保馬
瑞宝中綬章を授けられる（各通）
（簡易裁判所判事）　橋口　幸司
瑞宝小綬章を授けられる
安藝　嘉幸　奥仲　榮雄　小山　博一郎
近藤　良一　曽根　芳實　高須　昭宣郎
高橋　貞行　徳江　康明　賀　壽雄
瑞宝双光章を授けられる（各通）
光章を授けられる
石川　雅彦　石郷　豊二郎
（奈良県警視）　上久保光章郎
長田　賢治　下山　実
中山　敏子　堀内　高
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十二月九日）
道又　清正
瑞宝双光章を授けられる（十二月十日）
安田　幸雄
瑞宝小綬章を授けられる
長谷川和義
瑞宝単光章を授けられる（以上十二月十一日）
牛島　喫文
瑞宝小綬章を授けられる
石井　英夫　新免　直樹
瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上十二月十二日）
西田　竹郎
瑞宝双光章を授けられる（十二月十四日）
（山形県置賜広域行政事務組合消防本部消防司令）　大沼　健一
（福岡県苅田町消防司令）　山中　貴視
瑞宝単光章を授けられる（各通）（十二月十六日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から一月十五日ガーナ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月二十八日御答信があった。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月17日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「261,050円」を「270,350円」に、「244,600円」を「253,900円」に、「202,350円」を「211,650円」に、「193,050円」を「202,350円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「254,450円」を「263,550円」に、「189,300円」を「201,400円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「212,100円」を「222,100円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「212,100円」を「222,100円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月16日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月17日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年２月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーテック　服部　　正　新潟県新潟市東区大形本町６―19―21　国土交通大臣許可（般―４）第26910号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和７年３月17日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　商号　溜池プロパティマネジメント株式会社

２　代表者氏名　代表取締役　上垣内知央

３　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂三丁目５番５号ストロング赤坂ビル７階

４　免許証番号　大臣(1)第10275号

５　免許年月日　令和４年10月27日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０３８号
東京都世田谷区大蔵６丁目８番17号105号室
清算株式会社　吉田水産株式会社
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の社員総会の承認決議は令和六年八月三十日、乙の評議員会の承認決議は令和六年八月二十三日に終了し、この合併については令和七年三月一日付で北海道庁の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

北海道北見市北三条西四丁目二番地

（甲）医療法人社団桜会

理事長　新谷　幸義

東京都足立区千住桜木二丁目一三番一号

（乙）医療法人財団桜会

理事長　新谷　正子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式一万六千百五十八株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sdnsha.co.jp

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十七日

群馬県高崎市問屋町二丁目四番地の三

（甲）株式会社成電社

代表取締役　松田　和樹

群馬県高崎市問屋町二丁目四番地三

（乙）有限会社成和興産

代表取締役　瀧澤　英一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十七日

掲載頁　七十六頁（号外第一六九号）

令和七年三月十七日

東京都江東区木場一丁目五番一号

（甲）株式会社フジクラ

代表取締役　岡田　直樹

東京都江東区木場一丁目五番一号

（乙）第一電子工業株式会社

代表取締役　小堀　資生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

東京都渋谷区代官山町二〇番九号

（甲）スマート・リーシング合同会社

代表社員　一般社団法人ヴィークルＴＦＡ

職務執行者　大山　賢一

東京都渋谷区代官山町二〇番九号

（乙）エイチ・リーシング合同会社

代表社員　一般社団法人ヴィークルＴＦＡ

職務執行者　大山　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十七日

掲載頁　六十二頁（号外第十五号）

（乙・丙・丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十一日

掲載頁　一三〇頁（号外第三十五号）

（戊）

計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十七日

福岡県久留米市山川市ノ上町七番二〇号

（甲）株式会社丸信

代表取締役　平木　洋二

名古屋市西区あし原町二五九番地

（乙）株式会社清水盛光堂

代表取締役　平木　洋二

福岡県大野城市御笠川四丁目二番一〇号

（丙）株式会社創美

代表取締役　平木　洋二

大阪市北区中崎西三丁目三番二七号

（丁）松栄美術印刷株式会社

代表取締役　平木　洋二

大分県日田市大字十二町六二番地八（玉川町）

（戊）有限会社はし萬商店

取締役　平木　洋二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲が営む排ガス処理装置事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.resonac.com/jp/ir/sheet.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年四月二十五日

掲載頁　五十七頁（号外第一〇三号）

令和七年三月十七日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁

神奈川県川崎市川崎区扇町五番一号

（乙）株式会社クリーンエス昭和

代表取締役社長　須崎　研二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業、航空機ファンド事業（航空機ファンド資産の管理及び運用を含む。）、ベンチャー投資事業並びに有価証券等の運用及び管理に関する事業（信託契約に基づく運用事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十九日

掲載頁　一〇六頁（号外第十七号）

令和七年三月十七日

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目一三番一二号

（甲）株式会社たける

代表取締役　柴田　一

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目一三番一二号

（乙）株式会社おさむ

代表取締役　柴田　一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護付有料老人ホーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　三十三頁

令和七年三月十七日

神戸市垂水区学が丘五丁目一番四号

（甲）西日本プロパティーズ株式会社

代表取締役　森　克明

東京都港区芝五丁目三四番六号

（乙）ＪＲ西日本プロパティーズ株式会社

代表取締役　森　克明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＡｌｂａｐｌｕｓ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

仙台市青葉区旭ケ丘二丁目一―二四―二〇

合同会社Ａｌｂａ

代表社員　伊藤　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

埼玉県川口市領家五丁目八―一七（二〇二室）

王子国際商事合同会社

代表社員　王　運明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

東京都中央区銀座一―二二―一一銀座大竹ビジデンス二Ｆ　合同会社フリーミー

代表社員　楊　旭峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

山梨県南都留郡山中湖村平野一七二四　ダイアパレス山中湖三―五〇四号

BARpreneur Institute合同会社

代表社員　江口　竜也

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年三月十七日

長野県下伊那郡下條村睦沢六七四九番地三　親田生産森林組合

代表理事　宮嶋　真司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

名古屋市千種区内山三丁目一〇番一七号　今池セントラルビル五階Ａ―一号室

合同会社ＴＯＲＩＤＥ

代表社員　秋本　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年四月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社さんたすまいるとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

大阪府大阪市西区西本町二丁目五番二三号　合同会社さんた

代表社員　多井　孔基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十七日

岡山市北区宿二一五番地一九　ネバーランドテクノ合同会社

代表社員　田原　清正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千八百五十円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目二番地一号住友不動産虎ノ門タワー十九階　株式会社ジャパンＭ＆Ａインキュベーション　代表取締役　坂本　拓馬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月十七日

横浜市西区高島二丁目一一番二号スカイメナー横浜　株式会社アットライズ

代表取締役　服部　洋二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十七日

神奈川県相模原市中央区相模原六丁目二三番九号タニビル三Ｆ　有限会社フォーパーソンズ

代表取締役　山﨑　和敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億七百五十万円減少し三億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年四月十八日であり、株主総会の決議は、令和七年三月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fujiidensokuki.co.jp/

令和七年三月十七日

岐阜県岐阜市中洲町一八番地　富士変速機株式会社

代表取締役　市原　英孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月十七日

広島県福山市瀬戸町大字山北四五六番地二　株式会社横田福松園

代表取締役　横田　晴久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千七百二十六万六千七百五十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年三月十七日

福岡市中央区小笹五丁目二二番三四号　株式会社グリーンクロス

代表取締役　久保　孝二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

東京都大田区南馬込一丁目八番一号　株式会社ケツト科学研究所

代表取締役　江守　秀次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

東京都豊島区西池袋一丁目一番二五号　株式会社東武カードビジネス

代表取締役　鈴木　熊野

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

横浜市中区かもめ町四五番一号　昭和船舶資材株式会社

代表取締役　巖　守

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

新潟県十日町市高田町六丁目七七番地　株式会社十測

代表取締役　風間　勉

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

岐阜県恵那市長島町中野一二六九番地の二

協和ダンボール株式会社

代表取締役　髙木　良直

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

愛知県小牧市大字東田中字西田一〇〇番地の一

日本プラスチック工業株式会社

代表取締役　蓮井　斉

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十七日

広島市南区東雲二丁目一四番六号

中国エンジニアリングサービス株式会社

代表取締役　井上　久士

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月七日

広島市南区東雲二丁目一四番六号

塩田工業株式会社

代表取締役　中岡　庸浩

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年四月十八日までに当社にご提出下さい。

令和七年三月十七日

東京都杉並区荻窪二丁目四三番三六号

株式会社ラッキーフィールド

代表取締役　吉原世紀恵

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、令和七年五月十二日を効力発生日として、岡三証券株式会社（住所　東京都中央区日本橋室町二丁目二番一号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客管理業務を譲渡することにいたしました。

顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、岡三証券株式会社にすべて承継されるため、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和七年三月十七日

愛知県名古屋市中村区名駅南一―二四―三〇

三縁証券株式会社

代表取締役社長　末野　隆司

新規信託分割の公告

須田博行（委託者兼受益者）、須田伸吾（委託者兼受益者）及び須田博行（受託者）は左記の通り、令和三年二月二十四日付で締結した左記二（一）の民事信託契約のうち、一部の不動産について新規信託分割を行いますので、ここに公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、信託の分割をする原契約の当事者

委託者兼受益者

埼玉県朝霞市浜崎四丁目一〇番七七号

須田　博行

埼玉県朝霞市浜崎四丁目一〇番七七号

須田　伸吾

受託者

埼玉県朝霞市浜崎四丁目一〇番七七号

須田　博行

二、信託の分割をする信託についての信託契約の内容

（一）原契約

令和三年二月二十四日付民事信託契約（令和三年第一〇一号さいたま地方法務局所属公証人小林英樹作成）（その後の変更を含む。）

（二）新規分割後の信託の表示

・分割後の信託財産

所在　朝霞市宮戸一丁目

地番　一二〇番六

地積　二、二四平方メートル

所在　朝霞市宮戸一丁目

地番　一二七五番一

地目　雑種地

地積　三三九平方メートル

・契約の内容及び当事者

原契約と同じ

三、分割が効力を生ずる日以降の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

履行の見込みがあるものと判断しております。

令和七年三月十七日

受託者（連絡先）

埼玉県朝霞市浜崎四丁目一〇番七七号

須田　博行

電話番号　〇八〇―五四七三―五二一五

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年三月二十九日付官報の号外第八十二号一〇三頁に掲載されています。

令和七年三月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail LPM特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和七年三月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠